

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260224製局第2号
令和8年4月13日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

小型自動車競走法における小型自動車競走場の範囲及び周辺施設の扱いについて

小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第6条に基づき設置された「小型自動車競走場」の範囲については、下記によることとしますので、貴局管内関係者に対し、周知徹底、指導方お願いします。

記

1. 「小型自動車競走場」の範囲

小型自動車競走法及び同法に基づく省令、告示及び通達（以下、「法令等」という。）が適用される「小型自動車競走場」の範囲は、小型自動車競走法第6条第4項で定める設置基準に基づく施設・設備の他、小型自動車競走の観客や選手を含む関係者等が利用する施設、設備及び敷地とする。

なお、「小型自動車競走場」の敷地は物理的な境界又は代替手段を設けて明示的に区分する。

2. 「小型自動車競走場」の周辺施設の扱い

「小型自動車競走場」に隣接してまたは周辺に建設される（建設計画を含む。）施設及び設備その他の構造物について、その高さや形状あるいは当該施設等の運用によって、小型自動車競走の公正安全な実施に支障がもたらされるおそれが生じる場合には、小型自動車競走施行者に対して、その施設等の設置者、管理者等と情報共有や協議・調整を行い、設備等の設置計画の見直しや運用の改善を要請するなど小型自動車競走の公正安全な実施の確保のための対応について助言・指導をすること。